# 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 大林道路株式会社

法人番号 : 4010601028815

業者の住所 : 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8

2 指名停止の期間 : 令和7年2月25日~令和7年3月24日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 東北地区、関東甲信地区、近畿地区、

中国地区、四国地区

## 4 事実概要

当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和6年12月20日、関東地方整備局長から監督処分(指示処分)を受けた。

## 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1~12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事 の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次 号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 発生地区又は全地区を 対象として1か月以上 9か月以内
14~16 省略	省略

#### <問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 0 4 5 - 2 2 2 - 9 0 4 1 (直通)